

〈農地の賃借料情報をお知らせします〉

下表の金額は参考ですので、各種条件を考慮し、貸し手、借り手双方で協議してください。

1. 田の部〈10アールあたり〉

(円)

地域名	出雲		平田	佐田	多伎	湖陵	大社
	平坦部	中山間部					
平均額	6,300	4,000	6,300	4,200	8,900	—	4,500

(出雲市農業委員会)

地域名	荘原	出西	伊波野	直江	久木	出東
平均額	6,200	6,200	5,500	5,700	8,100	7,500

(出雲市斐川町農業委員会)

2-1. 畑の部(果樹を除く)〈10アールあたり〉

地域名	出雲		平田	佐田	多伎	湖陵	大社
	平坦部	中山間部					
平均額	6,900	5,000	4,700	—	—	7,000	5,700

(出雲市農業委員会)

斐川地域は果樹を含んだ賃借料です

地域名	荘原	出西	伊波野	直江	久木	出東
平均額	4,900	4,000	—	—	—	5,100

(出雲市斐川町農業委員会)

2-2. 畑の部(果樹)〈10アールあたり〉

地域名	出雲		平田	佐田	多伎	湖陵	大社
	平坦部	中山間部					
平均額	20,800	—	10,700	—	13,500	—	6,900

(出雲市農業委員会)

※出雲市農業委員会の賃借料情報は、平成24年1月から同年12月までに締結された賃貸借契約の賃借料の情報をもとに算出したものです。
 出雲市斐川町農業委員会の賃借料情報は、平成25年8月31日現在の賃借料をもとに算出したものです。
 ※金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
 ※出雲地域の平坦部は上津、稗原、朝山、乙立地区を除いたもの、中山間部は上津、稗原、朝山、乙立地区です。

〈農業委員会委員選挙人名簿登載申請書を提出してください〉

「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」を提出していただく時期が近づいてきました。農業委員の選挙人および被選挙人としての資格があることを確認するための大切な手続きです。この申請書を提出されないと選挙人名簿に登載されず、農業委員会委員選挙で投票することができません。

申請書は、12月中旬に10^{アール}a以上の農地を耕作していると思われる世帯に郵送しますので、平成26年1月10日までに農業委員会に提出してください。

提出方法 出雲・平田・佐田・多伎・湖陵・大社地域の方は、地元の農業実行委員が回収に伺います。(実行委員がいない地区は、直接郵便(受取人払)で返送) 斐川地域の方は、直接郵便(受取人払)で返送してください。

資格要件 市内に住所を有する20歳以上(平成6年4月1日までに生まれた方)で
 (基準日:平成26年1月1日現在)

- ① 10a以上の農地を耕作する経営者
- ② ①と同居の親族またはその配偶者で、農業従事日数が年間おおむね60日以上である者
- ③ 農業生産法人の組合員、社員または株主で、農業従事日数が年間おおむね60日以上である者

〈農地の売買・贈与・貸し借りをするには…。こんなお尋ねが多くあります。〉

農地を耕作目的で権利取得する場合(売買・賃貸借など)、農地法第三条の許可が必要となります。許可要件はいくつかありますが、ここではその中で最も相談が多い下限面積要件について説明します。

下限面積要件とは、経営面積が小さいと農業経営が安定的に行えないおそれがあるため、農業委員会が定める一定の面積を耕作しないと許可できないというものです。地区によって農家の経営状況に違いがあり、出雲市内では別段の下限面積の設定が20aから50aまで地区ごとに異なりますので、市のホームページで一覧表をご確認していただくか、農業委員会事務局におたずねください。

窓口や電話での相談内容からすると、下限面積要件のポイントは次の3つです。

- ① 「経営面積」とは、世帯での経営面積をいい、他の所有者から借り入れて耕作している農地も含む。
- ② 自らが所有しているも他者へ貸し付けている農地は含まれない。
- ③ 申請時に下限面積を満たしていても、許可後に下限面積を満たしていれば良い。(例えば、下限面積が30aの地域の農地を取得したいが、20aしか耕作してないという場合でも、取得しようとする農地が10a以上であれば下限面積要件は満たしている。)

また、農地法第三条の申請では、農地の譲り受ける方が自身または世帯人で耕作されることを前提としています。したがって、将来に建造物を建てるなどの転用を目的とした取得や、所有権は取得してもすぐに貸付けてしまうなどの資産的な取得の場合には許可できないことになっていますので、ご注意ください。

おたずね / 出雲市農業委員会事務局 ☎ 21-6762 ・ 出雲市斐川町農業委員会事務局 ☎ 73-9223

農業委員会だより ④

ともに活かしても育てる農業の輪



平成26年度から個人住民税均等割の 税率が引き上げになります。

東日本大震災の発生をふまえて、県や市町村が防災事業を実施するための財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税均等割の税率を引き上げます。

現行 個人住民税均等割 年額4,500円
【内訳】市民税3,000円+県民税1,500円(水と緑の森づくり税500円が含まれます)

改正後 個人住民税均等割 年額5,500円
【内訳】市民税3,500円+県民税2,000円(水と緑の森づくり税500円が含まれます)

◎臨時特例措置の期間 平成26年度分から平成35年度分までの10年間。

◎根拠法令 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律

ご不明な点は、市民税課までおたずねください。 おたずね/市民税課 ☎ 21-6770

出雲税務署からのお知らせ

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る 10%軽減税率の特例措置を廃止

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置並びに源泉徴収選択口座内調整所得金額及び上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率の10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置は、12月31日をもって廃止し、平成26年1月1日以後は、本則税率の20%(所得税15%、住民税5%)を適用します。

平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者を拡大

個人で事業(農業を含む)や不動産貸付等を行う全ての方に、 記帳と帳簿等の保存が必要となります。

- 収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿・書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、または受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

- ご不明な点は、税務署までおたずねください。

【おたずね】

出雲税務署
個人課税第一部門
☎ 21-0440

《音声ガイダンスに従い、
「2」を選択してください。》

詳しくは、「国税庁ホームページ」をご覧ください。

国税庁 で 検索

※「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください。